

2024年3月29日

お客様各位

中央労働金庫

**投資信託・個人向け国債・保険商品と預金等との誤認防止について  
(預金等との違いについて)**

平素は〈中央ろうきん〉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、〈中央ろうきん〉で取り扱っております、投資信託・個人向け国債・保険商品と預金等との違いについて、以下とおりが留意くださいますようお願い申し上げます。

**預金等との誤認防止（預金等誤認防止措置）について  
〈当金庫取扱いの投資信託・個人向け国債・保険商品に関する留意事項〉**

◆ 投資信託と預金等との違いについて

- ・ 投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入したお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託の取扱いは当金庫が行っていますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ・ 投資信託の申込みの有無は、当金庫との他の取引（融資等）に影響を与えるものではありません。

◆ 個人向け国債と預金等との違いについて

- ・ 個人向け国債固定3年、個人向け国債固定5年、個人向け国債変動10年（以下、総称して「個人向け国債」と記します。）の取扱いは当金庫が行っていますが、個人向け国債の発行者は国です。
- ・ 個人向け国債は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 個人向け国債の運用による損益は、個人向け国債を購入したお客さまに帰属します。
- ・ 個人向け国債の申込みの有無は、当金庫との他の取引（融資等）に影響を与えるものではありません。

◆ 保険商品と預金等との違いについて

- ・ 当金庫が提案する保険商品は、預金等ではございません。
- ・ 預金保険法第53条の規定する保険金の支払い対象とはなりませんので、元本（払込済の保険料）の返済は保証されておりません。
- ・ 保険契約の主体は、保険会社と契約者ご本人様となります。

中央労働金庫

以上